

下野市男女共同参画推進条例（案）の基本構成

前文

1. 目的
2. 定義
3. 基本理念

第1章 総則

4. 市の責務
5. 市民の責務
6. 事業者の責務
7. 市民団体等の責務

第2章 責務

8. 基本計画
9. 市民、事業者及び市民団体等の理解を深めるための措置
10. 学習活動への支援
11. 農業、商工業等の自営業における男女共同参画社会の形成
12. 推進体制
13. 調査研究
14. 実施状況の公表
15. 苦情及び相談への対応

第3章 基本的施策

16. 性別による差別的取扱い権利侵害の禁止

第4章 禁止事項

17. 設置
18. 所掌事務
19. 組織
20. 任期
21. 会長
22. 会議

第5章 下野市男女共同参画
推進委員会

23. 委任

第6章 雑則